

# 熊本市東部地域地形図作成業務委託

## 特記仕様書

### 第1章 総則

#### 第1条 適用の範囲

本特記仕様書は「熊本市東部地域地形図作成業務委託」に適用する。

#### 第2条 業務の実施基準

- 1) 本業務は本特記仕様書によるほか、測量業務共通仕様書（熊本市 令和7年10月）、その他関連法令や示方書等に従わなければならない。
- 2) 本特記仕様書は、本業務に必要な諸元及び資料の内主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

#### 第3条 業務上の疑義

- 1) 業務上において不明な点又は疑義を生じた場合は速やかに委託者の指示を受けるものとする。またその時期を失して手戻りのないように注意しなければならない。
- 2) 検討及び調査の詳細については、委託者の指示に従うものとする。その他の業務上の質疑及び不明点については調査職員と協議するものとする。

#### 第4条 訂正

業務終了後といえども、成果に誤りがあった場合は、受託者は責任をもって直ちに訂正しなければならない。（電子成果品においても受託者の負担により訂正しなければならない）

#### 第5条 資料等の貸与

- 1) 本業務に必要な資料で委託者の所有するものについては貸与する。なお貸与された資料は受託者が責任をもって管理すること。なお、貸与された資料の返却時期については、調査職員と協議すること。
- 2) 貸与する資料については以下の通り。なお、業務遂行にあたり新たに必要となる資料が明らかになった場合は、調査職員と協議すること。
  - ① 熊本市全域に係る航空写真データ（R5.12撮影分）

#### 第6条 機密の厳守

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

#### 第7条 業務計画

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を提出し、委託者と打ち合わせを行うこと。業務計画書に記載する事項は以下の通りとする。

- ① 業務概要

- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果物の品質を確保するための計画
- ⑦ 成果物の内容、部数
- ⑧ 使用する主な図書及び基準
- ⑨ 連絡体制(緊急時含む)
- ⑩ 使用する主な機器
- ⑪ その他
- ⑫ 調査職員が指示するもの

#### 第8条 検査

受託者は成果品の引き渡しに当たっては期限を厳守し、かつ検査員の検査を受け入れなければならない。また、成果品の引き渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は受託者の負担において所要の訂正、又は修正を行うこと。

#### 第9条 協議打合わせ

本業務の協議打合わせは原則3回(中間打合せ1回を含む)とする。管理技術者は各会議に出席することを基本とするが、中間打合せに限り、管理技術者の出席が困難な場合には、受託者の負担によりWeb会議等を開催することも可とする。

- 1) 当初打合せ 業務計画書提出時
- 2) 中間打合せ (1回)
- 3) 最終打合せ 成果品納入時

#### 第10条 提出書類

- 1) 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他指定した書類を除く。
- 2) 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3) 受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。また、登録した場合は、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから委託者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

#### 第11条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。

#### 第12条 第三者の土地への立入り

受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

#### 第13条 業務期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

※ただし、熊本市議会 令和8年（2026年）第1回定例会において繰越が承認され次第、適正履行期間である令和8年（2026年）7月13日（月）まで延長する。

#### 第14条 その他

- 1) 作業期間中、受託者は委託者に対し、作業の進捗状況を適宜報告しなければならない。
- 2) 受託者は、測量法等の規定に基づく「公共測量実施計画書」及び「測量成果の使用承認申請書」など、関係官公庁への諸手続きについて、委託者の補助を行うものとする。

### 第2章 業務内容

#### 第15条 業務目的

本業務は、熊本市域の地形図作成のため数値図化（レベル1000）を行うもの。

#### 第16条 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

- ① 作業計画
- ② 現地調査
- ③ 数値図化
- ④ 数値編集
- ⑤ 補測編集
- ⑥ 数値地形図データファイル作成
  - (1) 図化範囲 発注者が指示する計画範囲 ( $A=3.04 \text{ km}^2$ )
  - (2) 精度内容 地図情報レベル 1000

(3) 適用規則 公共測量作業規程の準則に則り行うこと

#### 第17条 座標系

座標系については業務着手時に調査職員と協議し決定すること。

#### 第18条 製品仕様書

製品仕様書は、本業務における各種測量の概観、適用範囲、データ製品識別、データの内容及び構造、参照系、データ製品配布、データ品質、メタデータ等について体系的に記載し、公共測量承認と併せて国土地理院へ申請を行うものとする。

#### 第19条 メタデータ

メタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について、作成するものとする。

#### 第20条 数値図化

本業務における航空写真撮影及び写真地図作成については、国土交通省「公共測量作業規程の準則(令和7年3月31日 国土交通省告示第240号一部改正)」に準拠し作業を行うものとする。なお、電子基準点、三角点、水準点等の標高成果については測地成果2011を仕様すること。

作業にあたっては、各種精度管理表を作成し品質確保に努め、最終的に国土地理院より公共測量としての承認を得るものとする。

受託者は、作業計画、現地調査、数値図化、数値編集、補測編集、数値地形図データファイルの作成を行うものとする。全数を対象に第三者機関の検定(成果品検定)を受けるものとする。

### 第3章 成果品

#### 第21条 成果品(電子納品)

- 1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2) 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン(案)(土木編)に基づいて作成することとする。
- 3) 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R・DVD-R)で2部、印刷製本した成果品を1部提出する。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により2部とする。
- 4) 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- 5) 電子検査に必要なパソコンについては原則受託者が準備することとする。受託者が準備できない場合は、別途協議する。
- 6) 数値図化データを別途DVD又はHDDなどで納品する場合は、調査職員と別途協議すること。

第22条 提出場所

成果品の提出場所は、熊本市都市建設局土木部道路計画課とする。

位置図

